

第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出について

法人が合併により消滅した場合やフロン類充填回収業を廃止した場合、該当するに至った日から30日以内に、登録を受けた都道府県に届け出なければなりません。

届出者の確認等のため電話連絡する場合がありますので、平日の昼間連絡が取れる電話番号を届出書に記載してください。

また、届け出る際は、廃業等に至った日までのフロンの回収量等について、当該年度の報告としてあわせて提出してください。(フロンの回収量等の報告の様式については、県のホームページに掲載されています。)

■参考:フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)の抜粋

(廃業等の届出)

第三十三条 第一種フロン類充填回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事（第五号に掲げる場合にあつては、当該廃止した第一種フロン類充填回収業に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事）に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合 第一種フロン類充填回収業者であつた個人又は第一種フロン類充填回収業者であつた法人を代表する役員

2 第一種フロン類充填回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第一種フロン類充填回収業者の登録は、その効力を失う。

(届出・照会先)

届出は、郵送又は持参でお願いします。

群馬県環境保全課

住 所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電 話：027-226-2832

F A X：027-243-7704

届出受付時間（持参の場合）：平日 午前9：00～11：30
午後1：00～ 4：30

第一種フロン類充填回収業廃業届出書

令和 年 月 日

群馬県知事

あて

届出者
住 所

氏 名
(相続人)

電話番号 _____

下記の者に係る第一種フロン類充填回収業を廃業したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項の規定により、届け出ます。

記

| | | |
|------|-------|-------|
| 登録内容 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 登録番号 | |
| 廃業事由 | 廃業の理由 | |
| | 廃業の時期 | 年 月 日 |

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 電話番号は、日中連絡が取れるものを記入すること。